

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示

おた訪問看護ステーションは地方厚生局長等に届出た訪問看護ステーションの看護師等が、健康保険法第3条13項の規定によるオンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を実施している
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制が整備されている
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得、活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている

令和8年6月1日

おた訪問看護ステーション

管理者 富永 直子